

# 全国国立病院管理栄養士協議会旅費規程

## (目的)

第1条 本会役員等に対して支給する旅費に関し、諸般の基準を定め、協議会の円滑な運営に資するとともに、会費の適正な支出を図ることを目的とする。

## (旅費の支給)

第2条 会務のために要した場合の旅費は、この規程により支給する。

## (旅行命令又は依頼)

第3条 第4条に掲げる旅行は、会長の命令又は依頼によって行わなければならない。

## (旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、交通運賃、宿泊料とする。

2. 交通運賃は、路程に応じて旅客運賃等により支給する。

3. 宿泊料は、宿泊数に応じ支給する。宿泊所は、KKRまたはこれに準じた施設を利用する。

## (旅費の支給)

第5条 旅費の支給は次のとおりとする。

2、交通費は実費とする。

## (附 則)

この規程は、昭和59年11月8日より施行する。

改正 平成12年11月 8日 (名称変更)

改正 平成15年10月30日 (名称変更)

改正 平成21年7月 11日

(各規程との整合性のための文書の整理)